

監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年10月19日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木達雄

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
会計課

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間
平成28年5月20日～平成28年10月13日

第5 監査の方法
平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成27年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室での現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【会計課】

指摘事項

- 1 有価証券等については、適切な場所に保管されているが、必要な有価証券等を速やかに取り出しできない状況にある。いつでも確認できるよう整理し、管理方法を検討されたい。
- 2 新財務会計システムへの移行に伴い、備品の台帳管理ができない空白の期間が続いている。速やかに台帳管理できるよう整備されたい。本来、新財務会計システムの移行時期である4月1日に整備すべき事案であり、今後こうしたことのないよう万全の準備を行い、移行されたい。
- 3 領収印登録台帳の一部に保管者欄の記載不備が認められたので、整備されたい。また、領収印等の保管状況確認については、一部の部署しか実施されていなかったため、少なくとも年に1回はすべての保管部署を対象に確認されたい。

意見

各部署の担当職員の交替、年度の切替え、システムの更新等においては、年度当初等、適切な時期に、各部署の担当者への十分な説明を行い、予算執行事務を停滞させないよう万全の準備をされたい。